

# 捨てる責任 つくる責任

## リサーチの背景

作成者: D.Y.

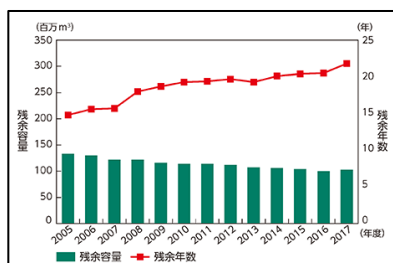
レポートに関する  
お問い合わせ:  
03-5542-5300  
info@sinter.com

21世紀に入り、日本では大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却を目指し、環境負荷を低減する循環型社会の構築が進んでいる。その指標となる持続可能な開発目標(SDGs)は、上場企業のほぼ100%に認知されている(※1)。一方で、市場の99%を占める中小企業における認知は1割に満たない(※2)。果たして、日本全体で廃棄物に対する意識は変わってきているだろうか。以下、考察する。

※1 GPIF「2019年5月16日「第4回機関投資家のステュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」の公表について」

※2 関東経済産業局2018年12月 「中小企業のSDGs認知度・実態等調査」

## 最終処分場の残余状況推移



(出典: 環境省, 環境・循環型社会・生物多様性白書, 2019)

## 実は止まっていない大量廃棄

大量廃棄が続くと、廃棄物最終処分場が枯渇する。一時は、埋立可能残余年数が2年を切る状況もあった。その対応策は、廃棄物の発生を減らすか中間処理施設を増やすかの二択で、この30年で進んだのは後者であった。つまり、**排出事業者が排出量を抑制したわけではない**。廃棄物処理会社が循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)を推し進め、最終処分量の削減に大きく貢献した。結果、最終処分量は年々減り、最終処分場の残余年数は約17年まで延びた。だが、これは課題を先延ばしに過ぎない。

2018年1月に開始した中国の廃プラスチック輸入規制の影響を大きく受け、廃棄物が国内で可能な処理量を超えて滞留する事態となった。さらに2019年5月、環境省は企業が排出する廃プラの処理受け入れを自治体焼却施設に対して要請した。しかし、自治体はそれを許容しなかったため、**現状も問題は解決していない**。

## 逃れられない排出事業者責任

日本の法律(廃掃法第一章第三条)では、事業者は廃棄物を自らの責任において処理しなければならず、再生利用等を行うことによりその減量に努めるという大原則がある。多くの事業者は自らの処理能力を保持していないため、処理能力を持つ企業に「作業工程」(運搬・中間処理・再利用・最終処分)を委託する事が許されている。だが、別の企業に廃棄物処理を委託する際、**排出事業者責任までも引き渡したような錯覚を生んでしまう**。これによって**排出企業は処理責任の自覚が希薄になっている**のではないかと懸念されている。

一方で、前述した通り廃棄物量は飽和している。廃棄物処理会社は廃棄物の受入制限が必要となり、排出事業者を選別せざるを得なくなった。廃棄物に対する責任や意識が低い事業者は自ずと選ばれにくくなり、**排出企業は廃棄物の排出事業者責任から逃れられない状況となっている**。

## 企業の意識改革への光明

事業者の廃棄物処理における責任範囲は、二つに分かれる。一つは排出事業者の事業活動によって発生した廃棄物処理に対する**自己責任の範囲**、二つ目は社会全体で発生した廃棄物処理に対する**社会的責任の範囲**である。

今後は、上記の間にあるサプライチェーン上にも**処理責任の範囲が拡大されるべき**である。それによって、廃棄物処理の責任が企業の取引選定基準の一つとなり、**日本企業全体の廃棄物に対する意識改革につながる**のではないかと期待されている。

## 滞留した廃プラスチックの山



(出典: pixabay)

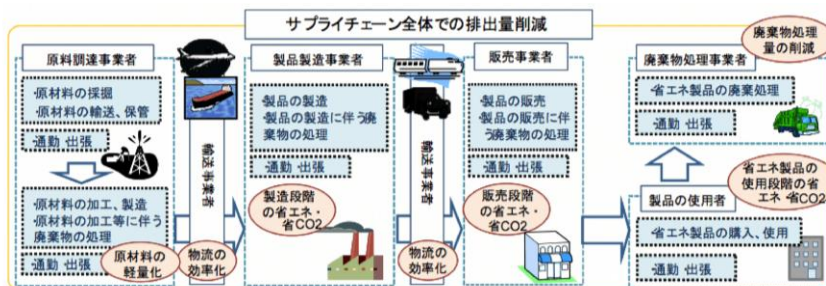
## まとめ

- 残念ながら、日本企業全体では廃棄物に対する意識はさほど変わっていない。
- 廃棄物処理の委託は、排出事業者責任に対する意識を下げることもつながっている。
- 廃棄物処理責任がサプライチェーン上にも拡大することが、日本企業全体の廃棄物処理に対する意識改革につながるのではないかと。

## (参考事例) サプライチェーン上で廃棄物処理を把握する取り組み

### グリーン・バリューチェーン

温室効果ガス排出量をサプライチェーン全体で算出し、排出削減に生かす取り組み。廃棄物処理は算定対象範囲となる。



(出典: 環境省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム)

## (参考事例) 企業による廃棄物の自社処理

### 飲食チェーンの取り組み

- 株式会社松屋フーズホールディングス  
店舗で排出された食品廃棄物を堆肥化

### おむつメーカーの取り組み

- ユニ・チャーム株式会社  
使用済み紙おむつからパルプを  
取り出し再生品を開発

### 日用品メーカーの取り組み

- P&Gジャパン株式会社  
海洋プラスチックごみをボトル原料に再生

自己責任 自社処理 再利用



(出典: 株式会社松屋フーズホールディングス)

社会的責任 自社処理 製品化



(出典: 西日本新聞)

社会的責任 企業連携 製品化



(出典: 電通報)

## 参照・引用資料

- GPIF, 「第4回機関投資家のステューワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」の公表について, 2019年5月16日
- 関東経済産業局, 「中小企業のSDGs認知度・実態等調査」, 2018年12月
- 環境省 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/html/hj19020301.html>)
- 電通報, 「P&Gジャパン 再生海洋プラスチックをボトル原料にした「ジョイ」発売」, 2019年11月8日 (<https://dentsu-ho.com/articles/6976>)
- 西日本新聞, 「ユニ・チャーム、紙おむつ再生」, 2019年10月17日 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/551941/>)
- 環境省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム ([https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/supply\\_chain.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html))

本レポートに掲載された内容は作成日における情報に基づくものであり、予告なしに変更される場合があります。

本レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明・保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負わないものとします。株式会社サティスファクトリーは、本レポートの配信に関して閲覧した方が本レポートを利用したこと又は本レポートに依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても責任を負いません。

また、本件に関する知的所有権は株式会社サティスファクトリーに帰属し、許可なく複製、転写、引用等を行うことを禁じます。